Disclosure Report　2009

株式会社コムテックス

会　社　概　要

（2009年度版）

大阪市西区阿波座1丁目10番14号

株式会社　コムテックス

代表取締役　繁澤　宏明

【はじめに】

本書は、日本商品先物取引協会の「ディスクロージャー項目記載要領」に基づき、平成21年3月期（平成20年4月～平成21年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	株式会社　コムテックス
代表者名	代表取締役社長　繁澤　宏明
所在地	大阪府大阪市西区阿波座1丁目10番14号
電話番号	06－6543－2118　(代)

② 会社の沿革

年　月	事　項
昭和30年 4月	大阪市西区において、資本金150万円で商品仲買人（現 商品取引員）業務を目的とする株式会社山三商会を設立。大阪穀物取引所に商品仲買人として登録する。
昭和46年 1月	昭和42年の商品取引所法改正による商品仲買人登録制から商品取引員許可制への変更に伴い、農林大臣（現 農林水産大臣）より商品取引員の許可を受ける。
昭和52年 7月	昭和50年の商品取引所法改正により商品取引員の許可の更新制度が導入され、農林水産大臣より商品取引員の許可の更新を受ける。
昭和57年 3月	米国に駐在代理人を置く。
昭和59年 1月	大阪市西区に大阪支店を開設。
昭和60年 6月	東京穀物商品取引所の商品取引員として許可を受ける。
昭和60年 9月	東京都中央区に東京支店を開設。
昭和61年 2月	大阪繊維取引所（現 中部大阪商品取引所）綿糸市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和61年11月	東京砂糖取引所（現 東京穀物商品取引所）の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	神戸ゴム取引所（現 中部大阪商品取引所）の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和63年 6月	大阪繊維取引所（現 中部大阪商品取引所）毛糸市場の商品取引員として許可を受ける。
平成元年12月	東京都渋谷区に渋谷支店を開設。
平成 3年 9月	東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 6年 4月	日本商品ファンド業協会（現 社団法人日本商品投資販売業協会）賛助会員となる。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所（現 中部大阪商品取引所）天然ゴム指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 5月	関門商品取引所（現 関西商品取引所）農産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 6月	福岡市博多区に福岡支店を開設。
平成 7年11月	株式会社コムテックスに商号変更。
平成 9年 3月	資本金を12億4,500万円に増資。
平成 9年 4月	東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 9年10月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。

年　月	事　　項
平成10年 1月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業者協議法人としての許可を受ける。
平成10年 2月	社団法人日本商品投資販売業協会正会員となる。
平成10年 7月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成10年10月	インターネットホームトレード「コンパス」（現在の名称は「トレードワン」）を開始。
平成11年 6月	東京工業品取引所石油市場における商品取引員として許可を受ける。
平成12年 3月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）毛糸市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止。
平成12年 5月	東京支店を東京都中央区八重洲に移転し、東京本部に改称。
平成13年 1月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）綿糸市場の受託業務を廃止。
平成13年 8月	中部商品取引所（現 中部大阪商品取引所）石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 6月	関西商品取引所水産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 8月	大阪商品取引所（現 中部大阪商品取引所）ニッケル市場の商品取引員として許可を受ける。
平成17年 3月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得する。
平成17年 4月	クリアリングハウス制度の導入に伴い、株式会社日本商品清算機構における清算資格を取得する。
平成17年 5月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入する。
平成17年 9月	資本金を15億円に増資。
平成19年 9月	大阪支店及び渋谷支店を廃止。
平成19年 9月	金融商品取引所法施行に伴い、第二種金融商品取引業のみなし登録通知を受ける。
平成20年 4月	福岡支店を同区内に移転。
平成20年 8月	東京本部を東京都港区芝に移転し、東京支社に改称。
平成20年12月	中部大阪商品取引所の全加入市場の受託業務を廃止、脱退する。
平成21年 1月	博多支店開設。

③　会社の目的

1．商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び売買取引の受託業務
2．商品取引所法第２条第４項第１号及び第２号の商品に係る国内及び海外における売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び投資
3．貴金属製品、宝石及び装身具の販売
4．上記各号の物資の輸出入、加工、輸送並びに保管
5．金融商品取引法に基づく商品投資販売業
6．不動産の所有、売買、賃貸借、仲介及び管理
7．有価証券の所有、投資及び管理
8．次に掲げる金融商品取引法に規定する業務
　1）第一種金融商品取引業
　2）第二種金融商品取引業
　3）投資助言・代理業
　4）投資運用業
9．金融商品仲介業

１０．上記各号に附帯する一切の業務

（注）　上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④　事業の内容

（1）　経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

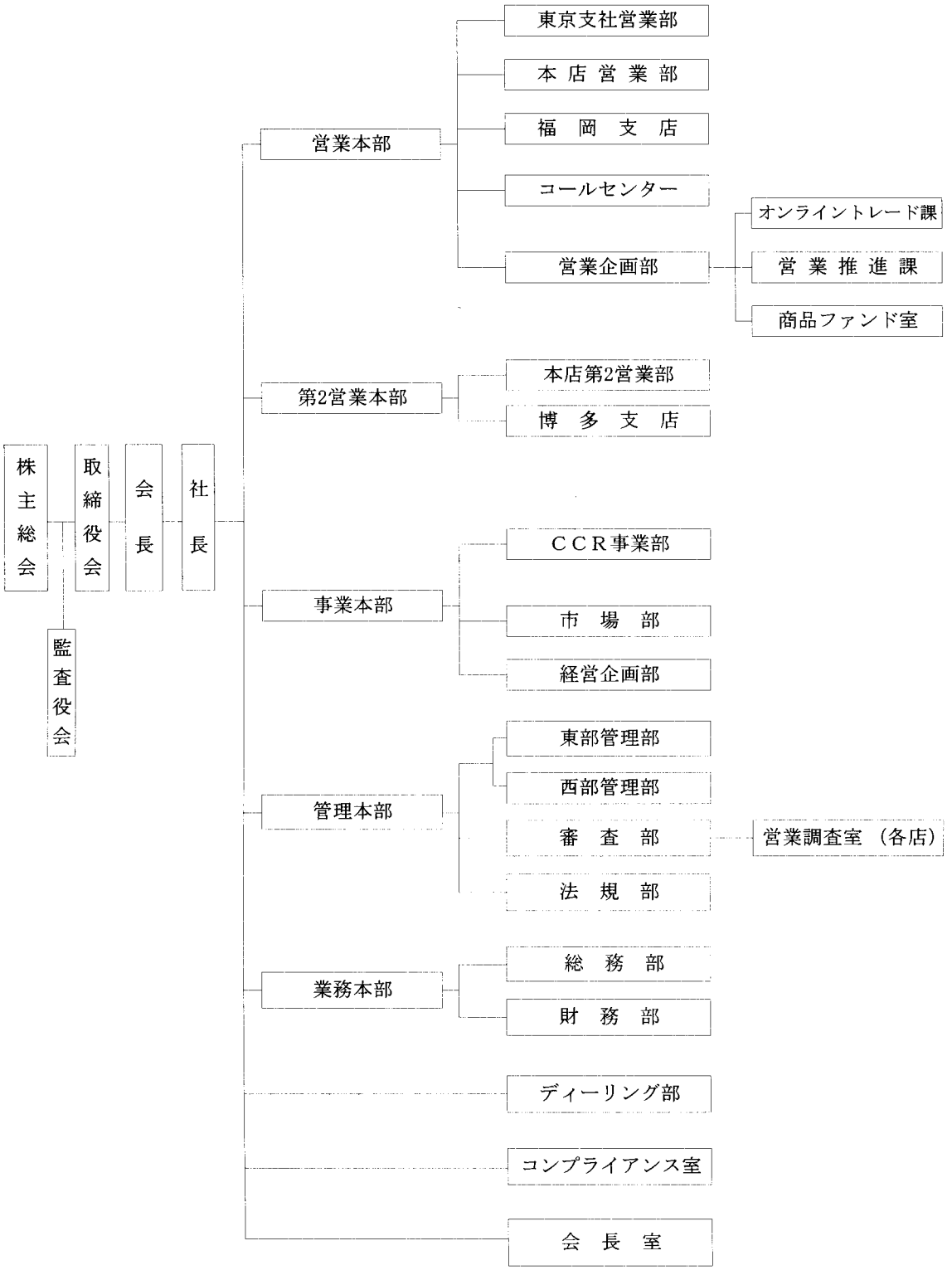

（2）　業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並び

に先物取引（現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及び先物オプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。
業務の主な内容は以下のとおりです。

（a）主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令「16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」）

取引所名	市場名	上場商品名
東京穀物商品取引所	農産物	小豆、一般大豆、NON-GMO大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸、
	砂糖	精糖、粗糖
東京工業品取引所	貴金属	金(標準・ミニ)、銀、白金（標準・ミニ）、パラジウム
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	くん煙シート（別名ＲＳＳ）
	石油	ガソリン、灯油、軽油、原油
関西商品取引所	農産物	小豆、米国産大豆、とうもろこし、
	農産物・飼料指数	コーン75指数、コーヒー指数
	水産物	冷凍えび

（注）1. 東京工業品取引所の軽油は、平成18年2月24日より取引を休止しております。
2. 東京工業品取引所の白金に新たに白金ミニ取引が平成20年11月10日より取引を開始しております。
3. 東京工業品取引所の原油・金ミニ及び白金ミニの取引方法は、現金決済先物取引です。
4. 平成20年12月30日付で中部大阪商品取引所各市場の受託会員から脱退いたしました。

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

（b）従たる業務

・商品投資販売業

金融商品取引法第29条に基づき商品投資販売業者として商品ファンドの販売を行っております。

（登録番号：近畿財務局長　（金商）第218号）

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	大阪市西区阿波座1丁目10番14号	06-6543-2118
東京支社	東京都港区芝2丁目29番14号	03-5427-3011
福岡支店	福岡市博多区博多駅東2丁目8番27号	092-475-8171
博多支店	福岡市博多区博多駅前1丁目18番7号	092-477-3771

（注）1. 福岡支店は平成20年4月14日付で上記所在地へ移転いたしました。
2. 東京本部は平成20年8月11日付で東京支社に改称し、上記所在地へ移転いたしました。
3. 博多支店は平成21年1月19日付で開設いたしました。

⑥ 財務の概況　（平成21年3月期）

（単位：千円）

(a)	資本金	1,500,000
(b)	純資産額 ※	3,219,740
(c)	総資産額	6,543,850
(d)	営業収益	1,647,413
	（うち、受取委託手数料）	（1,497,308）
(e)	経常損失	570,787
(f)	当期純損失	704,506

（注）※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数　2,734,000株

（注）当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
桜井明		1,133	41.4
株式会社山三商会	大阪府大阪市	865	31.6
株式会社コムテックス	大阪府大阪市	530	19.4
桜井愃子		150	5.5
原田浩二		14	0.5
桜井一明		10	0.4
桜井映子		10	0.4
桜井恭子		10	0.4
桜井優子		10	0.4

（注）個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏名（生年月日）	所有株式数（千株）
代表取締役（会長）	桜井　明　（昭和13年1月19日生）	1,133
代表取締役（社長）	繁澤　宏明　（昭和16年8月30日生）	—
取締役（営業本部長）	阿部　信一郎　（昭和36年1月10日生）	—
取締役（管理本部長）	石島　孝夫　（昭和26年6月24日生）	—
監査役（常勤）	前田　忍　（昭和26年1月2日生）	—
監査役（社外監査役）	曽我　乙彦　（昭和12年9月3日生）	—
監査役（社外監査役）	川口　健一　（昭和24年1月25日生）	—
計	7名	1,133

（注）所有株式の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総　計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	145人	127人	18人	89人	56人
平均年齢	38.4才	39.9才	27.7才	38.0才	38.9才
平均勤続年数	6.5年	7.0年	3.0年	6.8年	6.0年
外務員数	111人	105人	6人	88人	23人

2．営業の状況

① 営業方針

お客様に安心してお取引いただける財務、経営基盤を目指し、更なるコンプライアンスの遵守徹底により、一層の信用と信頼を得る営業展開を進めるとともに、商品先物取引の啓蒙、資産運用としての有効性等を広く認知していただけるよう、著名な知識人を講師として経済講演会を各地で開催してまいります。

また、インターネットを利用してのお客様に満足していただける情報を提供し、資産運用の選択肢として商品先物取引のみならず商品ファンドの販売についても取り組んでまいります。

今後もお客様と共に成長し発展する企業として「GROW UP TOGETHER」を合言葉に、業界のリーディングカンパニーとしてお客様に選択される企業となるべく一層の努力を重ねてまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機の急速な世界的拡大、急激な円高と輸出の減少、株価の暴落により企業業績が悪化し、雇用不安や個人消費の低迷を招き上場企業の倒産が相次ぐなど大不況の様相を呈してまいりました。

商品先物取引業界におきましては引き続き厳しい環境下に置かれており、海外の商品先物市場においては過去数年にわたる出来高の急激な成長は止んだものの価格の急騰落が演じられ、プラス成長が維持されたにもかかわらず、わが国の先物市場は世界の動向とは乖離し、平成15年をピークとした縮小傾向は加速し、全国4商品取引所における出来高は、46,311千枚(前期比34.8%減)で平成4年度の水準にまで低下いたしました。主な市場別の出来高では貴金属市場の出来高が26,761千枚(前期比12.3%減、シェア57.79%)ゴム市場5,417千枚(前期比13.5%減、シェア11.7%)、と小幅の減少にとどまったものの、石油市場の出来高は7,559千枚(前期比53.2%減、シェア16.32%)農産物市場に至っては6,271千枚(前期比64.1%減、シェア13.54%)と、大幅に出来高を減少させました。

③ 営業の経過及び成果

当社の預り証拠金は、2,222百万円（前期比39.2%減）となりました。売買高は820千枚（前期比16.8%減）となり、市場別では農産物市場が395千枚（前期比23.8%減、シェア48.1%）、石油市場が138千枚（前期比9.5%増、シェア16.9%）、ゴム市場が24千枚（前期比67.5%減、シェア2.9%）、貴金属市場が259千枚（前期比2.7%増、シェア31.6%）となり、受取手数料は1,497,308千円（前期比39.6%減）となりました。

この結果、営業収益は1,647,413千円（前期比34.1%減）、経常損失は570,787千円、当期純損失は704,506千円となりました。

なお、平成20年度における受取手数料及び売買損益の内訳は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

期別 / 商品市場名	第54期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	512,648
砂糖市場	2,812
貴金属市場	904,647
アルミニウム市場	196
ニッケル市場	
ゴム市場	16,187
石油市場	60,816
水産物市場	
農産物・飼料指数市場	
天然ゴム指数市場	
合計	1,497,308

(注) 1．消費税は含まれておりません。
2．千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位：千円)

期別 / 商品市場名	第54期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	58,530
砂糖市場	△ 381
貴金属市場	39,685
アルミニウム市場	1,386
ニッケル市場	
ゴム市場	208
石油市場	65,236
水産物市場	
農産物・飼料指数市場	
天然ゴム指数市場	
小計	164,665
その他の売買損益	△ 14,560
小計	△ 14,560
合計	150,105

(注) 1．商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2．消費税は含まれておりません。
3．千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高 (単位：枚)

期別 / 商品市場名	第54期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日) 委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	334,676	60,414	395,090
砂糖市場	1,641	278	1,919
貴金属市場	182,931	76,922	259,853
アルミニウム市場	228	96	324
ニッケル市場			0
ゴム市場	19,290	4,840	24,130
石油市場	132,251	6,623	138,874
水産物市場			0
農産物・飼料指数市場			0
天然ゴム指数市場			0
合計	671,017	149,173	820,190

(注) 売買高には、オプション取引に係る売買高を含めて計算しております。
また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

当期において当社は、経費の削減による財務基盤の強化を図るため、平成20年4月14日付で福岡支店を移転、また8月11日付で東京本部を移転させるとともに東京支社と改称し、東京・大阪に分散しておりました本社機能を大阪本社に集約いたしました。あわせて配置人員の見直しと事業の見直しを行い、その結果として平成20年12月30日付で 中部大阪商品取引所の各加入市場から脱退する等経営の効率化を図ってまいりました。

当商品先物業界は引き続き厳しい状況にありますが、現在のこの環境を新たなビジネスチャンスの機会と捉え、事業者にとって『使いやすい』そして『透明な』利用者の『トラブルのない』商品先物市場の実現にむけて改正される商品取引所法への対応を視野に置き、コンプライアンス重視を念頭に利益の確保を図るよう、社員個々の能力強化と新たなビジネスモデルの構築、営業基盤の強化と業務運営体制の効率化を行ってまいります。

⑤　受託業務管理規則

受託業務管理規則

株式会社 コムテックス

第1条　目的

本規則は、受託業務の適正な運営及びその管理体制について必要な事項を定め、お客様に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と委託者の保護育成を図ることを目的とする。

第2条　管理組織

受託業務に係る管理組織は次の通りとし、責任の明確化を図るため本店管理部及び東京本部管理部、法規部並びに審査部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班及び営業調査室を設置し責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
   (1)総括責任者は、表見取締役または取締役とする。
   (2)統括責任者は、取締役または次長以上の管理本部上席者とする。
   (3)管理担当班責任者は、管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第4条第3項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 統括責任者が不在の際は、総括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 管理担当班の責任者は、管理部所属の役職員とする。
7. 営業調査室の責任者は、審査部所属の役職員とし、外務員の営業行為を点検する。
8. 広告に係る管理責任者を置く。

第3条　管理担当班及び営業調査室の職務

管理担当班の職務は次の通りとする。

(1)「顧客カード」を整備する。
(2)新規委託者における本人確認書等の提出を確認する。
(3)過去に恣意的に紛議を起した委託者の参入を防止する。
(4)契約関係書類に記載された内容に相違がないか及び担当営業社員から行き過ぎた勧誘行為がなかったかを、取引開始前に委託者と直接電話連絡又は訪問にて確認する。
(5)委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合は、迅速に適切な措置を講ずる。
(6)委託者の商品先物取引に必要な知識の啓蒙及び理解度を確認するため、初回建玉日に「委託者の皆様へのアンケート」を送付して理解度を再確認する。
(7)委託者からの苦情・紛議・相談に対しての適切な対応を行う。
(8)登録外務員等の委託者に対する連絡、情報提供等を掌握し、何らかの問題点が あれば営業部門に対して指導する。
(9)登録外務員に対する関係法令、諸規則、受託業務管理規則等に関わる遵守状況の監視及び指導を行う。

2. 営業調査室の職務は次の通りとする。
   (1)営業フロアーにて個々の外務員の営業行為を注視し、適切に行われているか確認を行う。その際に不適切な営業行為があれば、個別に指導する。
   (2)名簿管理について、購入・使用・保管・処分状況のチェックを行う。
   (3)発信規制について、日々外務員個別に電話勧誘記録を記載させ、勧誘を受ける意思のないお客様の「再勧誘禁止発信規制申請書」の提出状況の確認及び発信規制措置のチェックを行う。
   (4)勧誘を受ける意思表示をされたお客様について、記載された「見込み客カード」の内容を精査し、再勧誘の禁止等の違反行為のチェックを行う。
   (5)継続して勧誘を行う場合は、担当外務員から勧誘状況を聴取し、勧誘継続の適否の判断を行う。なお、「営業調査室業務日誌」に記録し、取引を行わなかったお客様は勧誘終了から、取引を行ったお客様は取引終了から3年間保存する。

3. 統括責任者の職務は次の通りとする。
(1)「お取引にあたって」「理解度確認書」「口座開設申込書」「顧客カード」等により、受託業務を締結する目的及び理解度等を確認して受託の適否を審査する。
(2)第8条、第11条及び第12条にもとづく審査。
(3)管理担当班責任者及び営業調査室責任者の報告にもとづき、営業行為に関わる外務員の指導及び研修を行う。
(4)審査記録の保存。
4. 苦情、紛議等に関しては法規部及び統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告する。

第4条　不適当な対象者の参入防止

当社は、次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なわない。また、取引開始後にこれらに該当することとなった場合もしくは該当することが判明した場合は、その後の勧誘及び受託は行わないものとし、取引を速やかに精算する。
(1)成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
(2)生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
(3)長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
(4)日本語による意思疎通が出来ない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。
(5)過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、その他商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
(6)破産者で復権を得ない者。
(7)30歳未満の者。
(8)70歳を超える者。ただし、当社で直近の3年以内にのべ90日以上の取引経験がある者はこの限りでない。
(9)農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取扱者及び一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍している者。
(10)商品先物取引をするために借入れをしようとする者。
(11)元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。
2. 当社は、次の各号に該当する者は商品先物取引を行うに原則として不適当な対象者と規定し、それらの者に対しては原則として商品先物取引の勧誘及び受託は行わない。ただし、次項の要件を満たした場合は、この限りではない。
(1)恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
(2)年間500万円以上の収入を有しない者。
(3)年間500万円以上の収入を有しているが、無職者、パート及び嘱託等の契約社員。
(4)投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
(5)65歳を超え70歳以下の者。ただし、当社で取引継続中の者はこの限りでない。
(6)公金出納取扱者ではないが、農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体に勤務している者。
3. 前項第1号から第5号に該当する者は、第1号の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら商品先物取引を行うに原則として不適当な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことを確認している旨の書面による申告がある場合、また、同第6号に該当する者は第2号の例外要件を満たしている場合、総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができる。
(1) 当該委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること。
(2) 公金の取扱いを行っておらず、自己資金での取引を行う旨の書面及び公金出納取扱者へ異動したときは速やかに精算する旨の誓約書を事前に徴収する。
4. 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存する。
5. 委託者が取引期間中に新たに第2項第1号から第3号に該当することとなった場合は、第3項の手続きにより、勧誘及び取引継続の再審査を行う。
6. 第1項及び第2項に該当しない者でも、担当責任者がその者の資金力、理解度等から判断して商品先物取引を行なうにふさわしくないと認めた者に対しては、委託の勧誘及び受注を行なわない。

第5条　勧誘の告知、意思確認及び再勧誘禁止等

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、お客様に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知したうえで、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、これら告知及び勧誘を受ける意思の確認についての記録を作成し、取引終了後3年間保存する。

2. 前項の勧誘時の意思確認において、お客様が勧誘を希望しない旨の意思表示をした場合又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合は、その後の勧誘は一切行わないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本・支店等全社内に周知徹底し、電話発信規制をかけて該当者には発信不能とするなど、それらに対する再勧誘が起きないよう防止措置を講ずる。
3. 当社は、ホームページ上でも「勧誘停止依頼」を受け付ける専用フォームを設けて、お客様からの依頼に随時対応し、発信規制措置を講ずる。
4. お客様との面談において商品先物取引の説明を行う際には、冒頭に当社の勧誘方針を示し、勧誘を行う姿勢・ルールを説明し、その後の勧誘を拒否する際の担当外務員以外の連絡先(お客様相談窓口)及び前項の趣旨を明確に説明したうえで、勧誘を開始する。

第6条　迷惑勧誘行為の禁止

当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わない。ただし、お客様の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

(1)夜間又は早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘。
(2)お客様の意思に反する長時間に亘る勧誘。
(3)お客様に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘。
(4)お客様が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘。

第7条　口座開設申込書の徴収

当社は、商品先物取引を行なうにふさわしくない者の参入を防止し、適合性の高い委託者を得るため、「口座開設申込書」に次の各号に掲げる事項を設定して、お客様の申告にもとづき、属性及び情報を的確に把握する。

(1)氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号。
(2)職業、勤務先名、役職、勤務先住所及び勤務先電話番号。
(3)年収及び資産の状況。
(4)投資可能資金額。
(5)受託業務を締結する目的。
(6)商品先物取引の経験の有無及びその程度。
(7)商品先物取引以外の投資経験の有無及びその程度。
(8)その他当社が必要と認めた事項。

2. 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損失額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受ける。
3. 口座開設申込書の記載事項を基に「顧客カード」を作成する。その後、委託者の属性及び記載事項に変更があった場合はその都度更新し、適切な管理を行う。

第8条　適合性の審査

当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止するため、口座開設申込書等のお客様情報にもとづき、統(総)括責任者が適合性の第一次審査を行い、その後、管理担当者が契約関係書類に記載された内容に、相違がないか及び担当営業社員から行き過ぎた勧誘行為がなかったかを直接電話連絡または面談確認し、その結果を統(総)括責任者に報告し、第二次審査を行う。

2. 前項の審査による統(総)括責任者の承認があるまでは、取引証拠金等の預託及び売買注文は受託しない。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちに勧誘を中止し、勧誘を伴わない申込みであっても商品先物取引の委託は受けない。
3. 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存する。

4. 法人口座の取扱いについて、新規法人口座の開設条件を下記の通りとする。
(1)履歴事項全部証明書(原本)または定款(写し)を徴収する。
(2)目的欄に商品先物取引の売買に関する記述があること。ただし、当業者はこの限りでない。
(3)書面にて取引責任者、売買担当者等を明確にし、代理人を定めた場合はその権限の範囲を示すこと。
(4)前項の代理人について本規則に基づく適格性に関する審査並びに本人確認証の提出を求める。

第9条　説明義務の履行

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引－委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等お客様が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行う。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面により行い、その後にその他の事項について説明しその理解の確認を書面により行う。
(1)商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその 10～50 倍にもなる過大な取引を行うものであること。
(2)預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
(3)取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項。
(4)委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。
(5)商品取引員の禁止行為に関する事項。
(6)その他「商品先物取引－委託のガイド」に記載する、主務省令及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドラインで定められた事項。

第10条　未経験者の取引に係わる保護育成措置

当社は、商品先物取引の経験が直近の過去3年以内に延べ90日未満の者を未経験者として取り扱うこととし、これらの委託者に対しては最初に取引を行う日から3ヵ月を経過する日までを保護期間として設け、次に掲げる保護育成措置を講ずる。
(1) 商品先物取引の仕組み、損失リスク等について分かりやすく説明してその理解を求め、取引は委託者自身の責任と判断により行うことの自覚を促す等、充分な配慮をもって対応し、管理本部社員が直接当該委託者に連絡して日々の売買に関する約定内容等の確認を行い、委託者の質問に応じる等、その理解の促進と委託者満足度の増加に努める。
(2) 保護期間内における取引数量は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が口座開設申込書により委託者が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限する。ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金等は含まない。
(3) 保護期間内の委託者が、自発的に両建の指示を行ったときは、その取引を理解している旨を記した書面を徴収し、理解度を確認したうえで受注する。
2. 前項第2号の制限については、例外を認めない。
3. 保護期間内での投資可能資金額を超える勧誘及び受託は原則として禁止する。ただし、当該委託者が同期間内に投資可能資金額の増額変更を希望した場合、差引利益金による増額申請に限り、第 4 条第3項の投資可能資金額を超える取引に係る手続きにより審査し、総括責任者の承認を得る。
4. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存する。

第11条　不正資金の流入防止措置

調査対象者は、実入金額が 3,000 万円を超えた委託者とする。
2. 調査業務は、管理部が中心となり、調査に関して営業部は全面的に協力する。
3. 調査方法は、当該委託者の実入金額に応じて第1号から第3号に区分して実施する。ただし、実入金額が 3,000 万円を超えていない委託者であっても、年齢・職業・年収等を考慮して統括責任者が必要と判断した場合は、調査を開始する。
(1)委託者の実入金額が 3,000 万円を超えた場合は、管理担当者もしくは支店長が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。

(2)委託者の実入金額が5,000万円を超えた場合は、管理部長もしくは統括責任者が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。

(3)委託者の実入金額が1億円を超えた場合は、外部機関(興信所等)による調査を行う。

4. 調査した結果は全てを記録に残し10年間保存する。

5. 調査の結果不正資金流入による取引であることが判明した場合は、その後の入金を断ると共に、速やかに建玉を決済するよう委託者に要請する。

第12条　委託者との現金の授受に係る管理措置

当社は、委託者間との現金の授受は原則として金融機関を介して行う。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合は、統括責任者がその都度、必要性等について審査を行い、やむを得ないと判断された場合は、第1号から第4号の要領で取り扱う。

(1)取引証拠金等の預託及び帳尻損金の領収の際は、原則として複数の登録外務員で対応する。やむを得ない事情により、登録外務員が単独で対応する場合は、支店長以上の役職者又は統括責任者の承認を得る。

(2)前号を実行する時は、あらかじめ金額を記載した会社発行の取引証拠金預り証又は領収書の交付を同時に行うこと。なお、発行した取引証拠金預り証又は領収書と金額が相違する時は、実行しない。

(3)前号を実行した後、当該外務員以外の登録外務員が、その時点で当該委託者に対し、受領した金額・日時・担当外務員の氏名等について確認する。ただし、夜間20:00以降もしくは休業日において実行された場合は、翌営業日に確認する。

(4)委託者が取引証拠金等の返戻の際に、現金による受領を希望した場合、当該委託者からその理由を記した書面を徴収したうえで、統括責任者の審査を受ける。

第13条　取引本証拠金等の額に係る措置

取引本証拠金等の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金等の額に係る社内責任者を統括責任者と定め、その内容については社内に周知徹底させるとともに、委託者に通知し、その記録を3年間保存する。

3. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。

第14条　受託業務に於ける禁止行為

商品先物取引の委託の勧誘及び受注にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

第15条　違反者に対する懲戒および管理責任

第14条に掲げる禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規程により、これを懲戒する。

2. 総括責任者及び営業本部長は、登録外務員等の受託業務に係る管理責任を負う。

第16条　電子取引の適用除外

電子取引(オンライントレード)については、別に電子取引(オンライントレード)受託業務管理規則を定め、本規則は適用しない。

第17条　日本商品先物取引協会への届出

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出する。

附 則　本規則は、平成10年9月1日より施行する。
附 則　本規則は、平成11年4月1日より施行する。(第6条、第7条及び第10条を改正。)
附 則　本規則は、平成12年4月1日より施行する。(第4条を改正。)
附 則　本規則は、平成12年5月22日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成13年4月1日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成13年10月1日より施行する。(第2条、第7条を改正。)
附 則　本規則は、平成15年4月1日より施行する。(第2条、第8条を改正。)
附 則　本規則は、平成15年6月6日より施行する。(第9条、第10条、第11条、第12条を改正。)
附 則　本規則は、平成16年4月1日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成17年4月1日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成17年5月1日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条第11条、第12条を改正。)
附 則　本規則は、平成17年9月1日より施行する。(第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条第13条、第14条、第15条を改正。)
附 則　本規則は、平成19年2月2日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条を改正。)
附 則　本規則は、平成19年8月1日より施行する。(第2条、第4条、第8条、第9条を改正。)
附 則　本規則は、平成19年12月4日より施行する。(第2条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条を改正。)
附 則　本規則は、平成20年3月1日より施行する。(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第17条を改正。)
附 則　本規則は、平成20年3月3日より施行する。(第2条を改正。)

受託業務管理規則に係る勧誘規程

株式会社 コムテックス

当社は受託業務管理規則に基づき適正な受託業務を行うために、顧客から取引の受託を行うにあたっては、顧客の意思を尊重し、当該顧客の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう次のことを厳守するものとする。

1. 勧誘に先立っての告知について

当社は、勧誘に先立って次の告知を行うものとする。

(1) 会社名および自らの名前を告げること。
(2) 商品先物取引の勧誘であることを明確に告げること。
(3) 現物の商品や有価証券の取引と混同することのないように告げること。
(4) 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認すること。
(5) 商品先物取引の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表明したお客様に対し、その後改めての勧誘は行わないこと。

2. お客様の意思の確認及び判断基準

(1) 当社は、電話勧誘に関し、外務員各自が判断出来るよう社内基準を設ける。
勧誘を受ける意思がない表示がされた場合、その都度発信規制の措置を講じるよう営業調査室が外務員に対して指導・徹底する。

① 明らかに勧誘を受ける意思のない場合
(直ちに発信規制の措置を講じるケース)

- 社名を名乗っただけで一方的に電話を切られた場合
- 自分の名前の出所をしつこく言及され、削除依頼があった場合
- 「いらない」「関心がない」「興味がない」「資金がない」「関係がない」等の明らかに勧誘を受ける意思がないと拒否された場合
- 「株式はするけど商品はやらない」と明確に意思表示をされた場合
- 「それどころじゃない」「仕事の邪魔だ」と厳しい口調で断りがあった場合
- 「今は忙しい」「今のところ考えていない」「よく分からない」「忙しく時間がない」との婉曲的な表現を厳しい口調で言われ、一方的に電話を切られた場合

② 婉曲的な表現により再確認が必要な場合

- 「今は忙しい」「今仕事中で手が離せない」
- 「商品はよく分からない」「やったこともないしよく分からない」
- 「お金儲けに興味はあるけど先物はよく分からない」
- 「忙しくて時間がない」「今度ひまな時に架けてきてよ」
- 「商品はあまりいい話を聞かない」

上記のような意思表示があった際は「今後改めて勧誘を行ってよろしいでしょうか」と必ず確認を行い、お客様からの明確な意思表示を再確認することとする。

③ 営業調査室に確認が必要な場合

招請がある以外の顧客について勧誘を継続する場合は、すべて外務員個人で判断するのではなく、すみやかに営業調査室に報告し、今後の勧誘を継続してよいかの判断を仰ぐこととする。

(2) 勧誘を受ける意思表示をしたお客様については、見込客カードを作成し、意思表示の内容を記載する。

(3) 見込み客カードに記載され、継続して勧誘を行う場合

① 面談の設定が未確定の場合

「今後も勧誘を行なってよろしいですか」等の問いかけを行い、了承を得た場合は今後連絡が可能な時間帯及び連絡先を確認し、見込み客カードに記載する。勧誘を拒否された場合は、その都度発信規制の措置を行う。

② 見込み客カードに記載された以降連絡を取る際、お客様と直接連絡が取れなかった場合

受付その他(職場の方・家族)の方が対応され、お客様に連絡がつく時間帯がはっきりしている場合、その時間帯に

連絡を取る際は一度だけとする。連絡がつく時間帯がはっきりしない場合は同日中に発信は行わない。

③ 面談の設定がされた場合

商品先物取引の説明を行う際には、冒頭に当社の勧誘方針を示し、日本商品先物振興協会作成のパンフレットを用いて、勧誘を行う姿勢・ルールを説明し、その後の勧誘を拒否する際の担当外務員以外の連絡先(お客様相談窓口及び当社ホームページ上での勧誘停止依頼)を明確に説明したうえで勧誘を開始する。その後も継続して勧誘を行う場合は、面談終了時に今後の連絡先(自宅・勤務先・携帯)、及び連絡が可能な時間帯を再確認するとともに「今後も勧誘を行なってよろしいですか」等の問いかけを行い、勧誘を受ける意思を再確認し見込み客カードに記載する。引き続き勧誘を行う場合も詳細に記録し、勧誘を拒否された場合は、その都度、発信規制の措置を行う。

④ 取引中の顧客に対する新たな勧誘を行なう場合

現在取引中の顧客に対し、新たな勧誘を行い、顧客から明確に行わない旨の意思表示をされた場合、以降再度勧める行為は再勧誘の禁止行為となることを全外務員に徹底・指導する。

⑤ 取引を終了された顧客に対して新たな勧誘を行なう場合

再度、勧誘の告知・意思確認を行ったうえで勧誘を開始することとし、事前に、今後の勧誘を希望しない意思表示をされた顧客については発信規制の措置をその都度行ない、再勧誘の未然防止に努める。

⑥ 営業調査室に確認が必要な場合

招請がある以外の顧客について勧誘を継続する場合は、すべて外務員個人で判断するのではなく、すみやかに営業調査室に報告し、今後の勧誘を継続してよいかの判断を仰ぐこととする。

(4) 見込客カードについては、日々のチェックを営業調査室担当者が行い、継続して勧誘を行なうにふさわしいかどうか確認する。

(5) 契約に至った場合は、見込客カードを管理担当責任者に提出するものとする。

3. 勧誘を受ける意思がないお客様に対しての再勧誘の未然防止措置

(1) 勧誘を受ける意思がないお客様については、遅滞なく、発信規制申請書を作成する。

(2) 発信規制申請書には日時、氏名、住所、電話番号等を記入し、管理担当責任者に提出するものとする。

(3) 管理担当責任者は、発信規制申請書に基づいて電話発信に規制をかけ、再勧誘が起きないよう防止措置を講ずる。

(4) 管理担当責任者は、勧誘拒否者の氏名、住所、電話番号について本店および支店に周知し、全社内に再勧誘が起きないよう未然防止を徹底する。

(5) 勧誘を受ける意思がないお客様のリストについては、管理担当責任者が徴収し保存する。

4. 名簿の一括管理による再勧誘の未然防止措置

当社は、勧誘に使用する名簿の購入、配布、管理および監督は営業ビジネス部が一括して行い、勧誘を受ける意思がない旨を表示したお客様等が、再度、当社外務員から勧誘を受けることのない様、徹底した名簿管理を行う。

5. 迷惑な仕方での勧誘の禁止について

当社は、以下のような迷惑な仕方での勧誘は行わないこと。

(1) 勧誘を受けたお客様に迷惑を覚えさせるような時間帯(午後9時～翌午前8時)に電話または訪問による勧誘を行うこと。ただし、事前に了解を得ている場合を除く。

(2) 勧誘を受けたお客様の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。

(3) 勧誘を受けたお客様が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと。

(4) 勧誘を受けたお客様を威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような行為や言動を行うこと。

(注) 勧誘を受けたお客様に、声を上げたり乱暴な言葉を使ったりして、相手方に不安の念を生じさせる言動はこれに該当する。

6. 契約締結に際しての書面交付

受託締結前の下記の書面の交付は、直接手渡すかまたは郵送等の方法によって行う。

① 商品先物取引―委託のガイド

② 受託契約準則

③ 取引本証拠金額一覧

④ 委託手数料額一覧

7. 契約締結に際しての説明義務

当社は、勧誘を受ける意思を表示したお客様に対し、前 6 項で定める書面を交付した上で、次の各項目について説明し、理解が得られたことを確認することとする。

(1) 商品先物取引の仕組み・リスク等の説明および理解の確認

① 商品先物取引は、現物取引と異なり取引証拠金の 10 倍～50 倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

② 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあること。

③ 前(1)号①、②の事項を説明した後、理解していることを書面で確認することとする。

(2) その他事項の説明および理解の確認

① 前(1)項の後、商品取引所法施行規則第 104 条(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)に定められた事項について説明することとする。

特に、以下の点に留意すること。

(イ) 取引証拠金等の個々について、その種類および額ならびにその預託および返還の時期を説明すること。

(ロ) 委託手数料は、取引の損益に関わらず新規、仕切りの双方に必要なことおよびその額と徴収の時期を説明すること。

(ハ) 商品取引員の禁止行為の中で、商品取引所法第 214 条第 8 号(両建)については、理解ができるように解りやすく説明すること。

(ニ) 取引は自己責任の原則で行うものであることならびに建玉数に制限枚数があること、さらに損益の計算方法および決済方法について説明すること。

② (イ)～(ニ)の事項を説明した後、理解が得られたことを書面にて確認するものとする。なお、理解が十分でないと認められる場合は再度説明し、改めて書面にて確認するものとする。

8. 本人確認書の徴収

健全な顧客の参入を図るため、委託者に住所、氏名、生年月日等を確認するとともに、本人確認書(自動車運転免許証等の公的書類)の写しを徴収するものとする。また、顧客が法人の場合は、履歴事項全部証明書等および取引執行者の本人確認書類の写しを徴収する。

9. 取引内容理解度の確認

お客様が、「商品先物取引―委託のガイド」、「受託契約準則」等の関係書面の交付を受けかつその説明を受け、商品先物取引の内容を理解しているかについては、「口座開設申込書」、「商品先物取引理解度確認アンケート」等により、理解度を確認し、受託の適否については、受託業務管理規則に基づき審査を受けるものとする。

10. 勧誘の前提となる顧客の属性の把握

(1) 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘、次 11 項に該当しないかどうかの判断を行うために、適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験および財産の状況に関する情報の提供を求め、属性の把握に努める。

(2) 勧誘および審査の過程で、適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。

(3) 担当外務員は、顧客の申告に基づいて顧客カードを作成し、管理担当責任者は適切に管理する。また、その情報に変更があったときはその都度更新するものとする。

(4) 契約締結後および取引継続中の顧客が適合性を有しなくなったと本人または親族より申出があった場合、管理担当責任者は適合性について再調査を開始する。調査の結果、適合性がないと判断された場合は、勧誘および新たな取引の受託は行わないこととし、取引の清算等必要な措置を行う。

11. 新規委託者の啓蒙および育成措置

(1) 習熟期間内の顧客については、商品先物取引に関する知識、理解度および習熟度を勘案した上で、適正な受託が行われるように細心の注意を払うとともに、誠意ある助言をしなければならない。

(2) 習熟期間内の顧客については、同一市場、同一商品の異枚数および異限月間の両建を勧誘しない。

12. 受託等業務における禁止行為

(1) 受託等業務を行うものは、受託業務管理規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「商品取引所法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(2) 前 (1) 号に違反した者は懲罰規程に基づき、懲戒する。

附 則

1. 本規則は平成 18 年 5 月 19 日より実施する

2. 一部を改正し、平成 18 年 8 月 1 日より実施する

3. 一部を改正し、平成 19 年1月4日より実施する。

4. 一部を改正し、平成 20 年 3 月 1 日より実施する。

受託業務管理規則に係る審査規程

株式会社 コムテックス

当社は、商品先物取引に係る個々の顧客の投資の経験、年齢、職業、収入、資産の状況に適合した健全な受託を確保するために、他部門と独立した審査部を置き、適合性の原則に照らして審査を行う。

(審査の目的)

審査は、不適当な顧客の参入および不適切な受託を防止するため、審査基準に基づき厳格に行わなければならない。

(審査の対象)

1. 総括責任者による審査
   (1) 原則として不適当な対象者に対して、勧誘および受託に係る例外要件を満たしているか
   (2) 顧客から、投資可能資金額を増額したい旨の申出があったとき、例外要件を満たしているか
   (3) 顧客が、取引中に適合性原則を満たさなくなったとき、あるいは親族よりその申出があったとき
2. 統括責任者による審査
   口座開設の申込みにあたり、前項(1)に関わるもの以外の者の適合性を審査する。

(不適当な顧客の参入防止に係る審査の概要及び基準)

1. 営業部社員は、審査に必要な情報を顧客の自書による「口座開設申込書」により収集するとともに、「お取引にあたって」、「商品先物取引理解度確認書」等の関係書類により理解度を確認し、管理担当責任者に提出する。
2. 管理担当責任者は、顧客の年齢、職業、年収および資産の状況、商品先物取引およびその他の投資経験の有無、投資可能資金額ならびに受託業務を締結する目的等の属性情報に基づき、当該顧客の適合性を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合は、審査申請書を添えて総括責任者および統括責任者に提出し、第一次審査終了後、契約関係書類に記載された内容に、相違がないか及び担当営業社員から行き過ぎた勧誘行為がなかったかを直接電話連絡または面談確認し、その結果を統(総)括責任者に報告して、第二次適合性の審査を受ける。
3. 総括責任者および統括責任者は、審査結果(審査日、受託の適否、その判断理由等)を適合性審査申請書に記録し、管理担当責任者および営業部社員に通知する。
4. 担当営業部社員は、総括責任者および統括責任者から受託に適さないとの通知を受けた場合、当該顧客に報告するとともに勧誘をしてはならない。
5. 総括責任者および統括責任者は、受託することが適当であると判断した場合でも、特段の事情がない限り、顧客が申告した投資可能資金額が当該顧客の流動資産の上限の 50%を超えることのないように、投資可能資金額を制限するものとする。
6. 総括責任者および統括責任者は、原則として不適当な対象者の例外要件を認め、受託することが適当であると判断した場合でも、顧客から徴収した資産証明額に基づき、当該顧客が申告した投資可能資金額を次の通り制限するものとする。
   (1) 顧客が、年間 500 万円以上の収入を有しているが、無職者、パート及び嘱託等の契約社員である場合の投資可能資金額は、当該顧客から徴収した資産証明額の 40%を限度とする。
   (2) 65 歳を超え 70 歳以上の顧客(当社で取引継続中の者はこの限りでない。)の投資可能資金額は、当該顧客から徴収した資産証明額の 30%を限度とする。
   (3) 恩給、年金、退職金、保険金の収入が収入全体の過半を占めている顧客及び年間500 万円以上の収入を有しない顧客の投資可能資金額は、当該顧客から徴収した資産証明額の 20%を限度とする。
7. 前項の例外要件を認められる者の審査に必要な書類は、次のものとする。
   (1) 顧客が自書した申出書(原則として不適当な対象者とならない要件が認知)
   (2) 資産状況が客観的に証明できる書面(預金通帳のコピー等)
   (3) 公金出納取扱者ではないが、農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体に勤務している者は、誓約書(公金出納取扱者へ異動したときは速やかに精算する旨が記されたもの)徴収により、(2)に替えることができる。

(不適切な受託の防止に係る審査の基準)

1. 投資可能資金額を増額の申出があったとき、例外要件を満たしているかの審査には、顧客が自書した申出書を必要とし、その記載内容が次の要件を満たしていることが確認できるものとする。

(1) 当社での取引により決済利益を増額の対象とする場合

① 決済利益の額と増額対象の金額

② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知

(2) 新たな流動資産(実入金を伴うもの)から増額の対象とする場合

① 顧客本人しか知り得ない、具体的な流動資産の内容の申告

② 原則として不適当な対象者とならない要件の認知

③ 顧客の資産状況が客観的に証明できる預金通帳等の資料を徴収し、その証明額の 50%を超えることのないように、投資可能資金額を制限するものとする。

④ 保護育成措置(習熟)期間内での申請は認めない。

2. 保護育成措置期間内の顧客から、保護育成措置解除を希望する申出があった場合でも、これを認めない。

(取引中の顧客の再審査)

営業部社員および管理担当責任者は、顧客の属性に大きな変化があった場合、顧客あるいはその親族から適合性の原則の要件を満たさなくなったとの申出があった場合、当該顧客等から事情を記した自筆の書面等を徴収し、遅滞なく総括責任者に再審査の申請を行う。総括責任者は、顧客の事情に応じて取引継続の審査を行う。

附 則

1. 本規則は平成 18 年 5 月 19 日より実施する
2. 一部を改正し、平成 18 年 8 月 1 日より実施する
3. 一部を改正し、平成 18 年 10 月 1 日より実施する
4. 一部を改正し、平成 19 年 4 月 1 日より実施する
5. 一部を改正し、平成 20 年 3 月 1 日より実施する

受託業務管理規則(電子取引)

株式会社コムテックス

第1条 目的

本規則並びに電子取引に関する利用規定は、当社が受託業務の適正な運営及び管理体制について必要な事項を定め、お客様に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図ることを目的とする。

第2条 管理組織

当社は、本規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図る為、管理担当班を設置し、責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
   (1) 総括責任者は表見取締役または取締役とする。
   (2) 統括責任者は、取締役または次長以上の管理本部上席者とする。
   (3) 管理担当班責任者は、本店及び東京支社の管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第6条第2項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 統括責任者が不在の際は、総括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 管理担当班の責任者は、管理部所属の役職員とする。

第3条 管理担当班の職務

管理担当班の職務は次の通りとする。

(1) 「顧客カード」の整備
(2) 新規委託者における本人確認書(自動車免許証・健康保険証・住民票の写し等)の提出確認
(3) 過去に恣意的に紛議を起こした委託者の参入の防止
(4) 委託者の保護育成、自己責任原則、及び受託業務の適正な運営を図るため、取引開始後に委託者に電話又はメールを送信する場合がある
(5) 委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速適切な措置
(6) 委託者からの苦情・紛議・相談に対しての適切な対応

2. 統括責任者の職務は次の通りとする。
   「口座開設申込書」「顧客カード」「理解度アンケート」等で取引意思、理解度等を確認して受託の適否の審査。
3. 苦情、紛議等に関しては統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告することとする。

第4条 勧誘に関する対応

当社は、電子取引において商品先物取引委託の勧誘行為は行わない。

第5条 適合性の原則

当社は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる受託は行わない。

2. 次の各項に該当する者に対して受託は行わない。
   (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
   (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
   (3) 長期入院患者であって随時連絡が取れない者
   (4) 日本語による意思疎通ができない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。
   (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、そのほか商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
   (6) 破産者で復権を得ない者
   (7) 商品先物取引をするために借入をしようとする者

(8) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
(9) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が全体の過半数を占めている者
(10) 年間500万円以上の収入を有しない者
(11) 75歳以上の高齢者
(12) 農業漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者

第6条 適合性の審査基準

統括責任者が受託の審査を行うにあたっては、「口座開設申込書」に記載されたお客様の属性が前条第2項に掲げる各号に該当していないことを確認する。

2. 総括責任者は、前条第2項に掲げる各号に該当している者であっても、次項各号に掲げる例外条件を満たす者からの申込があった場合は、厳格な審査を行い受託の適否を判断する。
3. 例外条件
   (1) 前条第2条第9号、第10号の該当者であっても、流動資産(預貯金及び金融資産)を1,000万円以上有している場合。(ただし、投資可能金額を流動資産の50%以下に制限する。)
   (2) 前条第2項第11号の該当者であっても、前号の例外条件を満たしており、かつ自らが商品先物取引を行うことに原則として不適当な対象者であることを理解していること、並びにこれら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書の書面による申告がある場合。
   (3) 前条第2項第12号の該当者であっても、投資可能金額が自己の資産であることが客観的な資料や書面によって証明され、かつ自らが商品先物取引を行うことに原則として不適当な対象者であることを理解していること、並びにこれら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書の書面による申告がある場合。
4. 法人の口座開設についての条件を下記の通りとする。
   (1) 履歴事項全部証明書(原本)または定款(写し)を徴収し、その目的欄に商品先物取引の売買に関する記述があること。
   (2) 通知書に取引責任者、売買担当者等を明示し、代理人を定めた場合はその権限の範囲を示すこと。
   (3) 通知書に記載された取引責任者、売買担当者若しくは代理人から本人確認書類の提出を求め、本規則に基づいて適合性の審査を行う。
5. 適合性の審査については、審査日、審査過程、審査結果及びその判断根拠を記録し、取引終了後3年間保存する。

第7条 事前交付書面(取引意思の確認)

当社は、顧客の取引意思を確認するために、下記の手順で書面又は電子データを徴収する。

(1) 個人情報の取り扱いについて
(2) 先物取引の基本的な仕組みの解説
(3) 交付書面のダウンロード
   A. 商品先物取引委託のガイド及び別冊
   B. 受託契約準則
   C. 利用規定及び利用要項
   D. 取引本証拠金一覧・手数料一覧
(4) 交付書面についての理解度の確認
(5) 商品先物取引口座開設申込
(6) 口座申込完了後の審査
(7) 審査後、約諾書、通知書、本人確認証の徴収
(8) パスワードの発行
(9) トレードワンプロシステムに関してはダウンロード
(10) 入金確認した上で取引開始

2. 本システム取引は、商品先物取引受託契約締結後に当社が通知するID及びパスワードにより、利用する事が出来る。
   (1) ID・パスワードの発行は、お客様が本システム取引を申し込み、当社の審査において受託可能と判断した後、所定の書類(約諾書、通知書及び本人確認書)を徴収した上で、配達証明郵便で通知する。
   (2) ID・パスワードは、弊社指定の口座に入金確認が出来た時点で有効となり、取引を開始できる。

(3) ID及びパスワードを使用して行われた行為は、全てお客様ご本人によって行われたものとみなす。
(4) ID及びパスワードを他人に貸与または譲渡することはできない。
(5) パスワードは本システム利用開始後、お客様ご自身の判断で変更することができる。尚、パスワードはお客様ご自身で管理する。
(6) お客様から、ID・パスワードについてのお問い合わせがあった場合は、所定の方法による本人確認が行われない限りは通知しない。
(7) ID・パスワードの管理はオンライントレード課で厳重に行い、お客様本人以外に漏洩してはならない。

第8条 不正資金の流入防止

当社は自己資金の範囲を超えたと判断される不正資金の流入を防止する為、顧客の属性と照らし合わせて相当ではない金額の預託が行われた場合は、面談或いは電話にて資金の健全性を確認し、必要に応じて自己資金であることが客観的に証明できる資料等の提出を求めることとする。

第9条 委託者との現金の授受に係る管理措置

当社は、委託者間との現金の授受は金融機関を介して行うものとする。

第10条 取引本証拠金等の額と適用範囲

取引本証拠金等の額は、全上場商品に付き、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金等の額にかかる社内責任者は統括責任者とする。又、その内容についてはホームページ上で公開する。
3. 取引本証拠金等の額に変更が有った場合は、速やかにホームページ上で公開し、顧客にメールにてお知らせする。
4. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。
5. 商品市況の変化等で、当社が必要と判断した場合には、取引本証拠金額を増額することもある。

第11条 受託業務における禁止事項

商品先物取引の受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

第12条 違反者に対する懲戒

第4条及び前条に掲げる禁止行為を行った外務員に対しては、当社の定める懲罰規程にもとづいて懲戒する。

第13条 広告・宣伝に係る管理措置

当社は、受託業務等の手段としての印刷物、新聞、宣伝用物品等による広告・宣伝を行う時は、表示及び方法を適正に行う。

2. 広告・宣伝等に係る管理組織は、当社の定める広告規程にもとづいて管理部が中心となって行い、その責任者は管理本部長とする。

第14条 日本商品先物取引協会への届出

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経た上で、日本商品先物取引協会へ届出する。

付　　則

本規則は平成19年2月2日から実施する。

付　　則

本規則は第2条、第6条を改正し、平成19年8月1日から実施する。

付　　則

本規則は第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条を改正し、平成19年12月4日から実施する。

付　　則

本規則は第2条、第13条を改正し、平成20年9月1日から実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
１１５名	３６名	４０名	１１１名

（注） 役員および出向社員を除いております。

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
８９２名	３８３名	７６４名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

（a）顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 ２４件	9件	1件	1件	１１件	0件	2件
前年度から継続している案件の件数 ４１件	2件	0件	１２件	１８件	1件	8件
合計　６５件	１１件	1件	１３件	２９件	1件	１０件

（注） 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申し出があったものをいう。

3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。

4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛　争	訴　訟	紛　争	訴　訟
当該年度に新規に発生した案件の件数　4件	0件	1件	0件	3件
前年度から継続している案件の件数　1件	0件	1件	0件	0件
合　計　5件	0件	2件	0件	3件

(注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴　訟	訴　訟
当該年度に新規に発生した案件の件数　0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数　1件	0件	1件
合　計　1件	0件	1件

(注) 双方が提訴したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d)値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数　0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数　0件	0件	0件	0件	0件
合　計　0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3．経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

株式会社　コムテックス　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,561,823**	**流動負債**	**3,034,610**
現金及び預金	2,540,480	1年内返済予定社債	677,000
委託者未収金	3,152	未払法人税等	3,126
有価証券	182,083	預り証拠金	2,222,438
前払費用	493	未払先物取引差金	1,890
保管有価証券	73,097	未払事業所税	1,280
差入保証金	1,930,401	未払金	20,625
委託者先物取引差金	631,711	未払費用	84,370
預託金	125,000	預り金	22,180
短期貸付金	270	受渡しに係る預り金	1,700
未収先物取引差金	10,138	**固定負債**	**289,498**
未収消費税	28,298	退職給付引当金	30,721
未収入金	6,811	商品取引事故引当金	258,777
仮払金	4,554	**特別法上の準備金**	**149,533**
未収収益	27,337	商品取引責任準備金	149,533
貸倒引当金	△2,008		
固定資産	**982,026**	**負債合計**	**3,473,643**
有形固定資産	**31,016**	(純資産の部)	
構築物	6,938	**株主資本**	**3,070,207**
車両	1,444	**資本金**	**1,500,000**
器具及び備品	22,634	**資本剰余金**	**222,072**
無形固定資産	**61,790**	資本準備金	222,072
電話加入権	19,333	**利益剰余金**	**2,023,634**
ソフトウェア	42,457	利益準備金	110,000
投資その他の資産	**889,218**	その他利益準備金	1,913,635
投資有価証券	103,199	別途積立金	2,609,000
出資金	213,000	繰越利益剰余金	△695,365
長期未収債権	18,375	**自己株式**	**△675,500**
長期差入保証金	454,235		
長期貸付金	1,886		
長期前払年金費用	67,825		
長期前払費用	3,983		
その他の投資	43,993		
貸倒引当金	△17,280	**純資産合計**	**3,070,207**
資産合計	**6,543,850**	**負債・純資産合計**	**6,543,850**

② 損益計算書

損益計算書

（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

株式会社 コムテックス　　（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
受取手数料	1,497,308	
商品売買損益	150,105	1,647,413
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,114,066	2,114,066
営業損失		**466,652**
営業外収益		
受取利息	5,526	
受取配当金	2,710	
有価証券売却益	768	
雑収入	43,922	52,927
営業外費用		
支払利息	2,430	
社債利息	11,988	
有価証券評価損	60,386	
為替差損	3,374	
年金信託運用損	73,837	
雑損失	5,044	157,061
経常損失		**570,787**
特別利益		
商品取引責任準備金戻入	40,606	
商品取引事故引当金戻入	69,405	110,011
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	7,408	
早期退職一時金	22,521	
過年度商品取引事故損失金	141,550	
出資金退会損	4,440	
スワップ取引評価損	20,394	
事務所回復費等	45,884	242,212
税引前当期純損失		**702,988**
法人税、住民税及び事業税	1,518	**1,518**
当期純損失		**704,506**

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

株式会社　コムテックス　　（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金	利益剰余金			
				その他利益剰余金		
	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成20年3月31日残高	1,500,000	222,072	110,000	3,009,000	△ 390,858	2,728,141
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩※				△ 400,000	400,000	0
当期純損失					△ 704,506	△ 704,506
自己株式の取得						0
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 400,000	△ 304,506	△ 704,506
平成21年3月31日残高	1,500,000	222,072	110,000	2,609,000	△ 695,365	2,023,634

	株主資本		
	自己株式	株主資本合計	純資産合計
平成20年3月31日残高	—	4,450,213	4,450,213
事業年度中の変動額		0	
別途積立金の取崩※		0	0
当期純損失		△ 704,506	△ 704,506
自己株式の取得	△ 675,500	△ 675,500	△ 675,500
事業年度中の変動額合計	△ 675,500	△ 1,380,006	△ 1,380,006
平成21年3月31日残高	△ 675,500	3,070,207	3,070,207

※注　平成20年6月の定時株主総会における剰余金処分項目であります。

④　個別注記表

個別注記表

Ⅰ．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　有価証券の評価基準および評価方法

①　売買目的有価証券　…　決算末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっております。

②　保管有価証券　…　商品取引所施行規則第 39 条の規定により㈱日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券	
超長期・長期	額面金額の 80%
中期	額面金額の 85%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

③　関係会社株式　…　移動平均法による原価法によっております。

④　その他有価証券

時価のあるもの　…　決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの　…　移動平均法に基づく原価法によっております。

(2)　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　…　定率法によっております。

②　無形固定資産　…　定額法によっております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③　長期前払費用　…　定額法によっております。

(4)　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5)　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　…　債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　退職給付引当金　…　従業員の退職給付に備えるため、自己都合期末要支給額方式による額を計上しております。
ただし、年度末において確定給付企業年金制度については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、長期前払年金費用を計上しております。
なお、上記制度とは別に退職功労金について見込み額を計上しております。

③　商品取引責任準備金　…　商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

④　商品取引事故引当金　…　商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づく「商品取引責任準備金」の他、顧客より損害賠償請求に伴う損失見積額を計上しております。

(6)　収益の計上基準

①　受取手数料　…　委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

②　商品売買損益

商品先物決済損益　…　取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

商品先物評価損益　…　取引を時価評価したときに計上しております。

(7)　リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8)　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅲ. 会計方針の変更

該当事項はありません。

Ⅳ. 貸借対照表等に関する注記

(1) 子会社に対する金銭債権債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

92,920 千円

(3) 主な外貨建資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	48,962 千円	(503 千US$)
差入保証金	990 千円	(10 千US$)

(4) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

① 担保資産

担保資産の内訳

定期預金	910,000 千円
預託金	75,000 千円
商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額	300,000 千円

② 預託資産の内訳

取引証拠金の代用として、次の資産を(株)日本商品取引清算機構へ預託しております。

保管有価証券	73,097 千円

(5) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は、20,865 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は 350,000 千円であります。

委託者未収金のうち、無担保委託者未収金は、17,088 千円であります。また、発生から 1 年を経過しているものは、15,080 千円であります。なお、投資その他の資産の部に計上されているものは、15,080 千円であります。

(6) 商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

(7) 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、㈱日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(8) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

(1) 受取手数料の内訳

商品先物取引	1,497,308	千円
オプション取引	—	千円
商品ファンド	—	千円
合計	1,497,308	千円

(2) 売買損益の内

商品先物決済損益	330,798	千円
商品先物評価損益	△166,133	千円
その他の売買損益	△14,560	千円
合計	150,105	千円

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅵ.株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日の発行済株式の総数 2,734,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅶ.税効果会計に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ.リースによる使用固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している固定資産の主なものは、電話発信規制システム及び車両です。

Ⅸ.関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は下記のとおりです。　　(単位:千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主	株式会社山三商会	被所有 直接39.2%	株主としての権利行使・助言・あっせんその他の援助	自己株式の取得	650,000	自己株式	650,000
主要株主	桜井 明	被所有 直接51.4%	株主としての権利行使・助言・あっせんその他の援助	自己株式の取得	25,500	自己株式	25,500

Ⅹ.1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産　　1,261 円81銭

1株当たり当期純損失　　289 円54銭

Ⅺ.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査報告書

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書について友朋監査法人により監査を受けており、平成21年6月1日付にて適法意見を受けております。

⑥ 財務比率

項　　目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	2,004 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	214 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	204 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	46 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	62 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	103 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	183 %

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（※）}}{\text{リスク額（※）}} \times 100$$

（※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額(※)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(※)}} \times 100$$

（※「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（※）}} \times 100$$

（※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

純資産額と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期的に支払期限の到来する流動負債と短期的に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

［追加情報］　平成21年4月1日以降、次のとおりに変更されております

1．会社の概況

④事業の内容

(1) 経営組織

平成21年7月1日現在

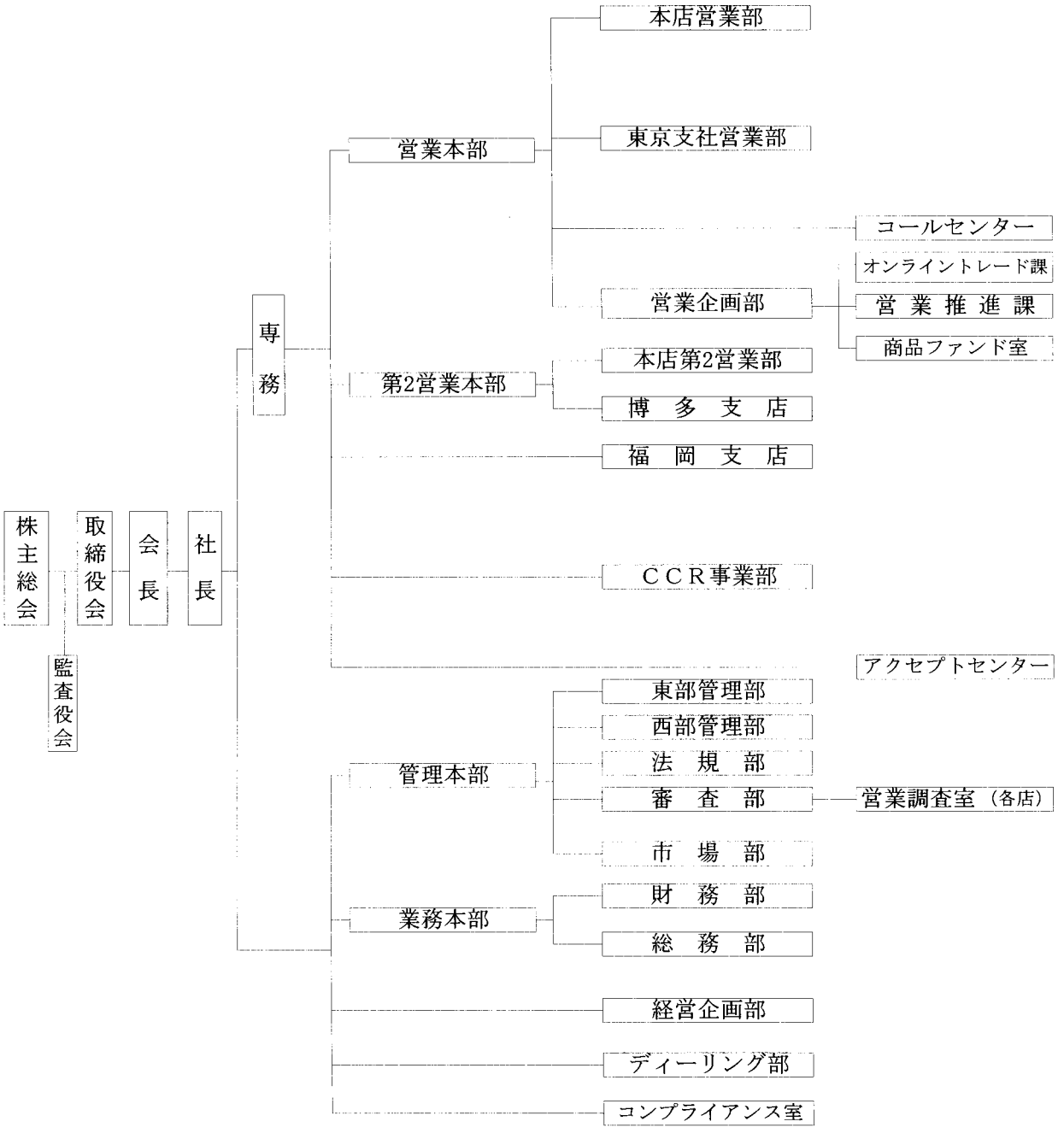

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏名（生年月日）	所有株式数（千株）
代表取締役（会長）	桜井　明（昭和13年 1月19日生）	1,133
代表取締役（社長）	繁澤　宏明（昭和16年 8月30日生）	－
専務取締役（営業部門担当）	有馬　誠吾（昭和28年 1月13日生）	－
取締役（営業本部長）	阿部　信一郎（昭和36年 1月10日生）	－
取締役（管理本部長）	松岡　敏之（昭和34年10月 9日生）	－
監査役（常勤）	前田　忍（昭和26年 1月 2日生）	－
監査役（社外監査役）	曽我　乙彦（昭和12年 9月 3日生）	－
監査役（社外監査役）	川口　健一（昭和24年 1月25日生）	－
計	8名	1,133

（注）1. 平成21年4月1日付で有馬誠吾が取締役に就任しております。
2. 平成21年6月26日付で松岡敏之が取締役に就任しております。
3. 平成21年6月26日付で石島孝夫が取締役を退任しております。
4. 所有株式の千株未満は切り捨てております。

2．営業の状況

⑤　受託業務管理規則

受託業務管理規則

株式会社 コムテックス

第1条　目的

本規則は、受託業務の適正な運営及びその管理体制について必要な事項を定め、お客様に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と委託者の保護育成を図ることを目的とする。

第2条　管理組織

受託業務に係る管理組織は次の通りとし、責任の明確化を図るため本店管理部及び東京支社管理部、法規部並びに審査部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班及び営業調査室を設置し責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
   (1)総括責任者は、表見取締役または取締役とする。
   (2)統括責任者は、取締役または次長以上の管理本部上席者とする。
   (3)管理担当班責任者は、管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第4条第3項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 統括責任者が不在の際は、総括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 管理担当班の責任者は、管理部所属の役職員とする。
7. 営業調査室の責任者は、審査部所属の役職員とし、外務員の営業行為を点検する。
8. 広告に係る管理責任者を置く。

第3条　管理担当班及び営業調査室の職務

管理担当班の職務は次の通りとする。

(1)「顧客カード」を整備する。
(2)新規委託者における本人確認書等の提出を確認する。
(3)過去に恣意的に紛議を起した委託者の参入を防止する。
(4)契約関係書類に記載された内容に相違がないか及び担当営業社員から行き過ぎた勧誘行為がなかったかを、取引開始前に委託者と直接電話連絡又は訪問にて確認する。
(5)委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合は、迅速に適切な措置を講ずる。
(6)委託者の商品先物取引に必要な知識の啓蒙及び理解度を確認するため、初回建玉日に「委託者の皆様へのアンケート」を送付して理解度を再確認する。
(7)委託者からの苦情・紛議・相談に対しての適切な対応を行う。
(8)登録外務員等の委託者に対する連絡、情報提供等を掌握し、何らかの問題点が あれば営業部門に対して指導する。
(9)登録外務員に対する関係法令、諸規則、受託業務管理規則等に関わる遵守状況の監視及び指導を行う。

2. 営業調査室の職務は次の通りとする。
   (1)営業フロアーにて個々の外務員の営業行為を注視し、適切に行われているか確認を行う。その際に不適切な営業行為があれば、個別に指導する。
   (2)名簿管理について、購入・使用・保管・処分状況のチェックを行う。
   (3)発信規制について、日々外務員個別に電話勧誘記録を記載させ、勧誘を受ける意思のないお客様の「再勧誘禁止発信規制申請書」の提出状況の確認及び発信規制措置のチェックを行う。
   (4)勧誘を受ける意思表示をされたお客様について、記載された「見込み客カード」の内容を精査し、再勧誘の禁止等の違反行為のチェックを行う。
   (5)継続して勧誘を行う場合は、担当外務員から勧誘状況を聴取し、勧誘継続の適否の判断を行う。なお、「営業調査室業務日誌」に記録し、取引を行わなかったお客様は勧誘終了から、取引を行ったお客様は取引終了から3年間

保存する。

3. 統括責任者の職務は次の通りとする。
   (1)「お取引にあたって」「理解度確認書」「口座開設申込書」「顧客カード」等により、受託業務を締結する目的及び理解度等を確認して受託の適否を審査する。
   (2)第8条、第11条及び第12条にもとづく審査。
   (3)管理担当班責任者及び営業調査室責任者の報告にもとづき、営業行為に関わる外務員の指導及び研修を行う。
   (4)審査記録の保存。
4. 苦情、紛議等に関しては法規部及び統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告する。

第4条　不適当な対象者の参入防止

当社は、次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なわない。また、取引開始後にこれらに該当することとなった場合もしくは該当することが判明した場合は、その後の勧誘及び受託は行わないものとし、取引を速やかに精算する。

(1)成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
(2)生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
(3)長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
(4)日本語による意思疎通が出来ない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。
(5)過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、その他商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
(6)破産者で復権を得ない者。
(7)30歳未満の者。
(8)70歳を超える者。ただし、当社で直近の3年以内にのべ90日以上の取引経験がある者はこの限りでない。
(9)農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取扱者及び一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍している者。
(10)商品先物取引をするために借入れをしようとする者。
(11)元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。

2. 当社は、次の各号に該当する者は商品先物取引を行うに原則として不適当な対象者と規定し、それらの者に対しては原則として商品先物取引の勧誘及び受託は行わない。ただし、次項の要件を満たした場合は、この限りではない。
   (1)恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
   (2)年間500万円以上の収入を有しない者。
   (3)年間500万円以上の収入を有しているが、無職者、パート及び嘱託等の契約社員。
   (4)投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
   (5)65歳を超え70歳以下の者。ただし、当社で取引継続中の者はこの限りでない。
   (6)公金出納取扱者ではないが、農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体に勤務している者。
3. 前項第1号から第5号に該当する者は、第1号の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら商品先物取引を行うに原則として不適当な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことを確認している旨の書面による申告がある場合、また、同第6号に該当する者は第2号の例外要件を満たしている場合、総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができる。
   (1) 当該委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること。
   (2) 公金の取扱いを行っておらず、自己資金での取引を行う旨の書面及び公金出納取扱者へ異動したときは速やかに精算する旨の誓約書を事前に徴収する。
4. 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存する。
5. 委託者が取引期間中に新たに第2項第1号から第3号に該当することとなった場合は、第3項の手続きにより、勧誘及び取引継続の再審査を行う。
6. 第1項及び第2項に該当しない者でも、担当責任者がその者の資金力、理解度等から判断して商品先物取引を行な

うにふさわしくないと認めた者に対しては、委託の勧誘及び受注を行なわない。

第5条　勧誘の告知、意思確認及び再勧誘禁止等

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、お客様に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知したうえで、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、これら告知及び勧誘を受ける意思の確認についての記録を作成し、取引終了後3年間保存する。

2. 前項の勧誘時の意思確認において、お客様が勧誘を希望しない旨の意思表示をした場合又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合は、その後の勧誘は一切行わないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本・支店等全社内に周知徹底し、電話発信規制をかけて該当者には発信不能とするなど、それらに対する再勧誘が起きないよう防止措置を講ずる。
3. 当社は、ホームページ上でも「勧誘停止依頼」を受け付ける専用フォームを設けて、お客様からの依頼に随時対応し、発信規制措置を講ずる。
4. お客様との面談において商品先物取引の説明を行う際には、冒頭に当社の勧誘方針を示し、勧誘を行う姿勢・ルールを説明し、その後の勧誘を拒否する際の担当外務員以外の連絡先(お客様相談窓口)及び前項の趣旨を明確に説明したうえで、勧誘を開始する。

第6条　迷惑勧誘行為の禁止

当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わない。ただし、お客様の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

(1)夜間又は早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘。
(2)お客様の意思に反する長時間に亘る勧誘。
(3)お客様に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘。
(4)お客様が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘。

第7条　口座開設申込書の徴収

当社は、商品先物取引を行なうにふさわしくない者の参入を防止し、適合性の高い委託者を得るため、「口座開設申込書」に次の各号に掲げる事項を設定して、お客様の申告にもとづき、属性及び情報を的確に把握する。

(1)氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号。
(2)職業、勤務先名、役職、勤務先住所及び勤務先電話番号。
(3)年収及び資産の状況。
(4)投資可能資金額。
(5)受託業務を締結する目的。
(6)商品先物取引の経験の有無及びその程度。
(7)商品先物取引以外の投資経験の有無及びその程度。
(8)その他当社が必要と認めた事項。

2. 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損失額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受ける。
3. 口座開設申込書の記載事項を基に「顧客カード」を作成する。その後、委託者の属性及び記載事項に変更があった場合はその都度更新し、適切な管理を行う。

第8条　適合性の審査

当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止するため、口座開設申込書等のお客様情報にもとづき、統(総)括責任者が適合性の第一次審査を行い、その後、管理担当者が契約関係書類に記載された内容に、相違がないか及び担当営業社員から行き過ぎた勧誘行為がなかったかを直接電話連絡または面談確認し、その結果を統(総)括責任者に報告し、第二次審査を行う。

2. 前項の審査による統(総)括責任者の承認があるまでは、取引証拠金等の預託及び売買注文は受託しない。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちに勧誘を中止し、勧誘を伴わない申込みであっても商品先物取引の委託は受けない。

3. 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存する。

4. 法人口座の取扱いについて、新規法人口座の開設条件を下記の通りとする。
(1)履歴事項全部証明書(原本)または定款(写し)を徴収する。
(2)目的欄に商品先物取引の売買に関する記述があること。ただし、当業者はこの限りでない。
(3)書面にて取引責任者、売買担当者等を明確にし、代理人を定めた場合はその権限の範囲を示すこと。
(4)前項の代理人について本規則に基づく適格性に関する審査並びに本人確認証の提出を求める。

第9条　説明義務の履行

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引－委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等お客様が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行う。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面により行い、その後にその他の事項について説明しその理解の確認を書面により行う。
(1)商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～50倍にもなる過大な取引を行うものであること。
(2)預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。
(3)取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項。
(4)委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。
(5)商品取引員の禁止行為に関する事項。
(6)その他「商品先物取引－委託のガイド」に記載する、主務省令及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドラインで定められた事項。

第10条　未経験者の取引に係わる保護育成措置

当社は、商品先物取引の経験が直近の過去3年以内に延べ90日未満の者を未経験者として取り扱うこととし、これらの委託者に対しては最初に取引を行う日から3ヵ月を経過する日までを保護期間として設け、次に掲げる保護育成措置を講ずる。
(1) 商品先物取引の仕組み、損失リスク等について分かりやすく説明してその理解を求め、取引は委託者自身の責任と判断により行うことの自覚を促す等、充分な配慮をもって対応し、管理本部社員が直接当該委託者に連絡して日々の売買に関する約定内容等の確認を行い、委託者の質問に応じる等、その理解の促進と委託者満足度の増加に努める。
(2) 保護期間内における取引数量は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が口座開設申込書により委託者が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限する。ただし、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金等は含まない。
(3) 保護期間内の委託者が、自発的に両建の指示を行ったときは、その取引を理解している旨を記した書面を徴収し、理解度を確認したうえで受注する。

2. 前項第2号の制限については、例外を認めない。
3. 保護期間内での投資可能資金額を超える勧誘及び受託は原則として禁止する。ただし、当該委託者が同期間内に投資可能資金額の増額変更を希望した場合、差引利益金による増額申請に限り、第4条第3項の投資可能資金額を超える取引に係る手続きにより審査し、総括責任者の承認を得る。
4. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存する。

第11条　不正資金の流入防止措置

調査対象者は、実入金額が3,000万円を超えた委託者とする。
2. 調査業務は、管理部が中心となり、調査に関して営業部は全面的に協力する。
3. 調査方法は、当該委託者の実入金額に応じて第1号から第3号に区分して実施することとし、年齢・職業・年収等を考慮して、統括責任者が必要と判断した場合は、第1号に該当しない場合でも調査を開始し、総括責任者が必要と判断した場合は、第2号、第3号に該当しない場合でも、外部機関(興信所等)による調査を開始する。

ただし、実入金額が 3,000 万円を超えていない委託者であっても、年齢・職業・年収等を考慮して統括責任者が必要と判断した場合は、調査を開始する。

(1) 委託者の実入金額が 3,000 万円を超えた場合は、管理担当者もしくは支店長が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。

(2) 委託者の実入金額が 5,000 万円を超えた場合は、管理部長もしくは統括責任者が面談を行い、資金の性格や出所等の確認を行う。

(3) 委託者の実入金額が 1 億円を超えた場合は、外部機関(興信所等)による調査を行う。

4. 調査した結果は全てを記録に残し 10 年間保存する。

5. 調査の結果不正資金流入による取引であることが判明した場合は、その後の入金を断ると共に、速やかに建玉を決済するよう委託者に要請する。

第12条　委託者との現金の授受に係る管理措置

当社は、委託者間との現金の授受は原則として金融機関を介して行う。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合は、統括責任者がその都度、必要性等について審査を行い、やむを得ないと判断された場合は、第1号から第 4 号の要領で取り扱う。

(1) 取引証拠金等の預託及び帳尻損金の領収の際は、原則として複数の登録外務員で対応する。やむを得ない事情により、登録外務員が単独で対応する場合は、支店長以上の役職者又は統括責任者の承認を得る。

(2) 前号を実行する時は、あらかじめ金額を記載した会社発行の取引証拠金預り証又は領収書の交付を同時に行うこと。なお、発行した取引証拠金預り証又は領収書と金額が相違する時は、実行しない。

(3) 前号を実行した後、当該外務員以外の登録外務員が、その時点で当該委託者に対し、受領した金額・日時・担当外務員の氏名等について確認する。ただし、夜間 20:00 以降もしくは休業日において実行された場合は、翌営業日に確認する。

(4) 委託者が取引証拠金等の返戻の際に、現金による受領を希望した場合、当該委託者からその理由を記した書面を徴収したうえで、統括責任者の審査を受ける。

第13条　取引本証拠金等の額に係る措置

取引本証拠金等の額は、保有限月によって区分し、商品取引所が定める取引本証拠金基準額を下限として、市況等を勘案して決定した額とする。

2. 取引本証拠金等の額に係る社内責任者を統括責任者と定め、その内容については社内に周知徹底させるとともに、委託者に通知し、その記録を3年間保存する。

3. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。

第14条　受託業務に於ける禁止行為

商品先物取引の委託の勧誘及び受注にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

第15条　違反者に対する懲戒および管理責任

第14条に掲げる禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規程により、これを懲戒する。

2. 総括責任者及び営業本部長は、登録外務員等の受託業務に係る管理責任を負う。

第16条　電子取引の適用除外

電子取引(オンライントレード)については、別に電子取引(オンライントレード)受託業務管理規則を定め、本規則は適用しない。

第17条　日本商品先物取引協会への届出

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出する。

附 則　本規則は、平成10年9月1日より施行する。
附 則　本規則は、平成11年4月1日より施行する。(第6条、第7条及び第10条を改正。)
附 則　本規則は、平成12年4月1日より施行する。(第4条を改正。)
附 則　本規則は、平成12年5月22日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成13年4月1日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成13年10月1日より施行する。(第2条、第7条を改正。)
附 則　本規則は、平成15年4月1日より施行する。(第2条、第8条を改正。)
附 則　本規則は、平成15年6月6日より施行する。(第9条、第10条、第11条、第12条を改正。)
附 則　本規則は、平成16年4月1日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成17年4月1日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成17年5月1日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条第11条、第12条を改正。)
附 則　本規則は、平成17年9月1日より施行する。(第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条第13条、第14条、第15条を改正。)
附 則　本規則は、平成19年2月2日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条を改正。)
附 則　本規則は、平成19年8月1日より施行する。(第2条、第4条、第8条、第9条を改正。)
附 則　本規則は、平成19年12月4日より施行する。(第2条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条を改正。)
附 則　本規則は、平成20年3月1日より施行する。(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第17条を改正。)
附 則　本規則は、平成20年3月3日より施行する。(第2条を改正。)
附 則　本規則は、平成21年5月7日より施行する。(第2条、第11条、第13条を改正。)

受託業務管理規則に係る勧誘規程

株式会社 コムテックス

当社は受託業務管理規則に基づき適正な受託業務を行うために、顧客から取引の受託を行うにあたっては、顧客の意思を尊重し、当該顧客の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう次のことを厳守するものとする。

2. 勧誘に先立っての告知について

当社は、勧誘に先立って次の告知を行うものとする。

(1) 会社名および自らの名前を告げること。
(2) 商品先物取引の勧誘であることを明確に告げること。
(3) 現物の商品や有価証券の取引と混同することのないように告げること。
(4) 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認すること。
(5) 商品先物取引の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表明したお客様に対し、その後改めての勧誘は行わないこと。

2. お客様の意思の確認及び判断基準

(1) 当社は、電話勧誘に関し、外務員各自が判断出来るよう社内基準を設ける。
勧誘を受ける意思がない表示がされた場合、その都度発信規制の措置を講じるよう営業調査室が外務員に対して指導・徹底する。

① 明らかに勧誘を受ける意思のない場合
(直ちに発信規制の措置を講じるケース)

- 社名を名乗っただけで一方的に電話を切られた場合
- 自分の名前の出所をしつこく言及され、削除依頼があった場合
- 「いらない」「関心がない」「興味がない」「資金がない」「関係がない」等の明らかに勧誘を受ける意思がないと拒否された場合
- 「株式はするけど商品はやらない」と明確に意思表示をされた場合
- 「それどころじゃない」「仕事の邪魔だ」と厳しい口調で断りがあった場合
- 「今は忙しい」「今のところ考えていない」「よく分からない」「忙しく時間がない」との婉曲的な表現を厳しい口調で言われ、一方的に電話を切られた場合

② 婉曲的な表現により再確認が必要な場合

- 「今は忙しい」「今仕事中で手が離せない」
- 「商品はよく分からない」「やったこともないしよく分からない」
- 「お金儲けに興味はあるけど先物はよく分からない」
- 「忙しくて時間がない」「今度ひまな時に架けてきてよ」
- 「商品はあまりいい話を聞かない」

上記のような意思表示があった際は「今後改めて勧誘を行ってよろしいでしょうか」と必ず確認を行い、お客様からの明確な意思表示を再確認することとする。

③ 営業調査室に確認が必要な場合
招請がある以外の顧客について勧誘を継続する場合は、すべて外務員個人で判断するのではなく、すみやかに営業調査室に報告し、今後の勧誘を継続してよいかの判断を仰ぐこととする。

(2) 勧誘を受ける意思表示をしたお客様については、見込客カードを作成し、意思表示の内容を記載する。
(3) 見込み客カードに記載され、継続して勧誘を行う場合

① 面談の設定が未確定の場合
「今後も勧誘を行なってよろしいですか」等の問いかけを行い、了承を得た場合は今後連絡が可能な時間帯及び連絡先を確認し、見込み客カードに記載する。勧誘を拒否された場合は、その都度発信規制の措置を行う。

② 見込み客カードに記載された以降連絡を取る際、お客様と直接連絡が取れなかった場合
受付その他(職場の方・家族)の方が対応され、お客様に連絡がつく時間帯がはっきりしている場合、その時間帯

に連絡を取る際は一度だけとする。連絡がつく時間帯がはっきりしない場合は同日中に発信は行わない。

③ 面談の設定がされた場合

商品先物取引の説明を行う際には、冒頭に当社の勧誘方針を示し、日本商品先物振興協会作成のパンフレットを用いて、勧誘を行う姿勢・ルールを説明し、その後の勧誘を拒否する際の担当外務員以外の連絡先(お客様相談窓口及び当社ホームページ上での勧誘停止依頼)を明確に説明したうえで勧誘を開始する。その後も継続して勧誘を行う場合は、面談終了時に今後の連絡先(自宅・勤務先・携帯)、及び連絡が可能な時間帯を再確認するとともに「今後も勧誘を行なってよろしいですか」等の問いかけを行い、勧誘を受ける意思を再確認し見込み客カードに記載する。引き続き勧誘を行う場合も詳細に記録し、勧誘を拒否された場合は、その都度、発信規制の措置を行う。

④ 取引中の顧客に対する新たな勧誘を行なう場合

現在取引中の顧客に対し、新たな勧誘を行い、顧客から明確に行わない旨の意思表示をされた場合、以降再度勧める行為は再勧誘の禁止行為となることを全外務員に徹底・指導する。

⑤ 取引を終了された顧客に対して新たな勧誘を行なう場合

再度、勧誘の告知・意思確認を行ったうえで勧誘を開始することとし、事前に、今後の勧誘を希望しない意思表示をされた顧客については発信規制の措置をその都度行ない、再勧誘の未然防止に努める。

⑥ 営業調査室に確認が必要な場合

招請がある以外の顧客について勧誘を継続する場合は、すべて外務員個人で判断するのではなく、すみやかに営業調査室に報告し、今後の勧誘を継続してよいかの判断を仰ぐこととする。

(4) 見込客カードについては、日々のチェックを営業調査室担当者が行い、継続して勧誘を行なうにふさわしいかどうか確認する。

(5) 契約に至った場合は、見込客カードを管理担当責任者に提出するものとする。

3. 勧誘を受ける意思がないお客様に対しての再勧誘の未然防止措置

(1) 勧誘を受ける意思がないお客様については、遅滞なく、発信規制申請書を作成する。

(2) 発信規制申請書には日時、氏名、住所、電話番号等を記入し、管理担当責任者に提出するものとする。

(3) 管理担当責任者は、発信規制申請書に基づいて電話発信に規制をかけ、再勧誘が起きないよう防止措置を講ずる。

(4) 管理担当責任者は、勧誘拒否者の氏名、住所、電話番号について本店および支店に周知し、全社内に再勧誘が起きないよう未然防止を徹底する。

(5) 勧誘を受ける意思がないお客様のリストについては、管理担当責任者が徴収し保存する。

4. 名簿の一括管理による再勧誘の未然防止措置

当社は、勧誘に使用する名簿の購入、配布、管理および監督はコールセンターが一括して行い、勧誘を受ける意思がない旨を表示したお客様等が、再度、当社外務員から勧誘を受けることのない様、徹底した名簿管理を行う。

5. 迷惑な仕方での勧誘の禁止について

当社は、以下のような迷惑な仕方での勧誘は行わないこと。

(1) 勧誘を受けたお客様に迷惑を覚えさせるような時間帯(午後9時～翌午前 8 時)に電話または訪問による勧誘を行うこと。ただし、事前に了解を得ている場合を除く。

(2) 勧誘を受けたお客様の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと。

(3) 勧誘を受けたお客様が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと。

(4) 勧誘を受けたお客様を威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような行為や言動を行うこと。

(注) 勧誘を受けたお客様に、声を上げたり乱暴な言葉を使ったりして、相手方に不安の念を生じさせる言動はこれに該当する。

6. 契約締結に際しての書面交付

受託締結前の下記の書面の交付は、直接手渡すかまたは郵送等の方法によって行う。

① 商品先物取引―委託のガイド

② 受託契約準則

③ 取引本証拠金額一覧

④　委託手数料額一覧

7. 契約締結に際しての説明義務

当社は、勧誘を受ける意思を表示したお客様に対し、前 6 項で定める書面を交付した上で、次の各項目について説明し、理解が得られたことを確認することとする。

(1) 商品先物取引の仕組み・リスク等の説明および理解の確認

①商品先物取引は、現物取引と異なり取引証拠金の10倍～50倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

②商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあること。

③前(1)号①、②の事項を説明した後、理解していることを書面で確認することとする。

(2) その他事項の説明および理解の確認

① 前(1)項の後、商品取引所法施行規則第 104 条(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)に定められた事項について説明することとする。

特に、以下の点に留意すること。

(イ) 取引証拠金等の個々について、その種類および額ならびにその預託および返還の時期を説明すること。

(ロ) 委託手数料は、取引の損益に関わらず新規、仕切りの双方に必要なことおよびその額と徴収の時期を説明すること。

(ハ) 商品取引員の禁止行為の中で、商品取引所法第214条第8号(両建)については、理解ができるように解りやすく説明すること。

(二) 取引は自己責任の原則で行うものであることならびに建玉数に制限枚数があること、さらに損益の計算方法および決済方法について説明すること。

② (イ)～(ニ)の事項を説明した後、理解が得られたことを書面にて確認するものとする。なお、理解が十分でないと認められる場合は再度説明し、改めて書面にて確認するものとする。

8. 本人確認書の徴収

健全な顧客の参入を図るため、委託者に住所、氏名、生年月日等を確認するとともに、本人確認書(自動車運転免許証等の公的書類)の写しを徴収するものとする。また、顧客が法人の場合は、履歴事項全部証明書等および取引執行者の本人確認書類の写しを徴収する。

9. 取引内容理解度の確認

お客様が、「商品先物取引―委託のガイド」、「受託契約準則」等の関係書面の交付を受けかつその説明を受け、商品先物取引の内容を理解しているかについては、「口座開設申込書」、「商品先物取引理解度確認アンケート」等により、理解度を確認し、受託の適否については、受託業務管理規則に基づき審査を受けるものとする。

10. 勧誘の前提となる顧客の属性の把握

(1) 適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘、次 11 項に該当しないかどうかの判断を行うために、適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験および財産の状況に関する情報の提供を求め、属性の把握に努める。

(2) 勧誘および審査の過程で、適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。

(3) 担当外務員は、顧客の申告に基づいて顧客カードを作成し、管理担当責任者は適切に管理する。また、その情報に変更があったときはその都度更新するものとする。

(4) 契約締結後および取引継続中の顧客が適合性を有しなくなったと本人または親族より申出があった場合、管理担当責任者は適合性について再調査を開始する。調査の結果、適合性がないと判断された場合は、勧誘および新たな取引の受託は行わないこととし、取引の清算等必要な措置を行う。

11. 新規委託者の啓蒙および育成措置

(1) 習熟期間内の顧客については、商品先物取引に関する知識、理解度および習熟度を勘案した上で、適正な受託が行われるように細心の注意を払うとともに、誠意ある助言をしなければならない。

(2) 習熟期間内の顧客については、異枚数であっても、同一市場、同一商品、同限月間の両建を勧誘しない。

12. 受託等業務における禁止行為

(1) 受託等業務を行うものは、受託業務管理規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「商品取引所法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(2) 前 (1) 号に違反した者は懲罰規程に基づき、懲戒する。

附 則

1. 本規則は平成 18 年 5 月 19 日より実施する

2. 一部を改正し、平成 18 年 8 月 1 日より実施する

3. 一部を改正し、平成 19 年1月4日より実施する。

4. 一部を改正し、平成 20 年 3 月 1 日より実施する。

5. 一部を改正し、平成 21 年 5 月 7 日より実施する。

受託業務管理規則(電子取引)

株式会社コムテックス

第1条 目的

本規則並びに電子取引に関する利用規定は、当社が受託業務の適正な運営及び管理体制について必要な事項を定め、お客様に対し誠実かつ公正にその業務を遂行し、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図ることを目的とする。

第2条 管理組織

当社は、本規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図る為、管理担当班を設置し、責任者を置く。

2. 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置く。
3. 総括責任者、統括責任者、管理担当班責任者は次の通りとする。
   (1) 総括責任者は表見取締役または取締役とする。
   (2) 統括責任者は、取締役または次長以上の管理本部上席者とする。
   (3) 管理担当班責任者は、本店及び東京支社の管理担当者とする。
4. 審査は統括責任者が当たるものとする。ただし、第6条第2項の審査については総括責任者が行うものとする。
5. 統括責任者が不在の際は、総括責任者がその任に当たる。ただし、前項ただし書きの審査を統括責任者が代行したときは、速やかに総括責任者の点検を受け承認を得るものとする。
6. 管理担当班の責任者は、管理部所属の役職員とする。

第3条 管理担当班の職務

管理担当班の職務は次の通りとする。

(1) 「顧客カード」の整備
(2) 新規委託者における本人確認書(自動車免許証・健康保険証・住民票の写し等)の提出確認
(3) 過去に恣意的に紛議を起こした委託者の参入の防止
(4) 委託者の保護育成、自己責任原則、及び受託業務の適正な運営を図るため、取引開始後に委託者に電話又は
メールを送信する場合がある
(5) 委託者の資金力、取引経験等から不相応と判断される売買取引の抑制、及び取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速適切な措置
(6) 委託者からの苦情・紛議・相談に対しての適切な対応

2. 統括責任者の職務は次の通りとする。
「口座開設申込書」「顧客カード」「理解度アンケート」等で取引意思、理解度等を確認して受託の適否の審査。
3. 苦情、紛議等に関しては統括責任者は調査権を有し、管理担当責任者と共にその解決に当たり、経過、結果につき総括責任者及び取締役会へ報告することとする。

第4条 勧誘に関する対応

当社は、電子取引において商品先物取引委託の勧誘行為は行わない。

第5条 適合性の原則

当社は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる受託は行わない。

2. 次の各項に該当する者に対して受託は行わない。
   (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
   (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
   (3) 長期入院患者であって随時連絡が取れない者
   (4) 日本語による意思疎通ができない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。

(5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、そのほか商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
(6) 破産者で復権を得ない者
(7) 商品先物取引をするために借入をしようとする者
(8) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
(9) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が全体の過半数を占めている者
(10) 年間 500 万円以上の収入を有しない者
(11) 75 歳以上の高齢者
(12) 農業漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、公共団体の公金出納取扱い者及び一般企業の経理、財務部門に在籍している者

第 6 条 適合性の審査基準

統括責任者が受託の審査を行うにあたっては、「口座開設申込書」に記載されたお客様の属性が前条第 2 項に掲げる各号に該当していないことを確認する。

2. 総括責任者は、前条第 2 項に掲げる各号に該当している者であっても、次項各号に掲げる例外条件を満たす者からの申込があった場合は、厳格な審査を行い受託の適否を判断する。
3. 例外条件
   (1) 前条第 2 条第 9 号、第 10 号の該当者であっても、流動資産(預貯金及び金融資産)を 1,000 万円以上有している場合。(ただし、投資可能金額を流動資産の 50%以下に制限する。)
   (2) 前条第 2 項第 11 号の該当者であっても、前号の例外条件を満たしており、かつ自らが商品先物取引を行うことに原則として不適当な対象者であることを理解していること、並びにこれら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書の書面による申告がある場合。
4. 法人の口座開設についての条件を下記の通りとする。
   (1) 履歴事項全部証明書(原本)または定款(写し)を徴収し、その目的欄に商品先物取引の売買に関する記述があること。
   (2) 通知書に取引責任者、売買担当者等を明示し、代理人を定めた場合はその権限の範囲を示すこと。
   (3) 通知書に記載された取引責任者、売買担当者若しくは代理人から本人確認書類の提出を求め、本規則に基づいて適合性の審査を行う。
5. 適合性の審査については、審査日、審査過程、審査結果及びその判断根拠を記録し、取引終了後 3 年間保存する。

第 7 条 事前交付書面(取引意思の確認)

当社は、顧客の取引意思を確認するために、下記の手順で書面又は電子データを徴収する。

(1) 個人情報の取り扱いについて
(2) 交付書面のダウンロード
   A. 商品先物取引委託のガイド及び別冊
   B. 受託契約準則
   C. 利用規定及び利用要項
   D. 取引本証拠金一覧・手数料一覧
(3) 先物取引の基本的な仕組みの解説
(4) 交付書面についての理解度の確認
(5) 商品先物取引口座開設申込
(6) 口座申込完了後の審査
(7) 審査後、約諾書、通知書、本人確認証の徴収
(8) パスワードの発行
(9) トレードワンプロシステムに関してはダウンロード
(10) 入金確認した上で取引開始

2. 本システム取引は、商品先物取引受託契約締結後に当社が通知するID及びパスワードにより、利用する事が出来る。
   (1) ID・パスワードの発行は、お客様が本システム取引を申し込み、当社の審査において受託可能と判断した後、

所定の書類(約諾書、通知書及び本人確認書)を徴収した上で、配達証明郵便で通知する。

(2) ID・パスワードは、弊社指定の口座に入金確認が出来た時点で有効となり、取引を開始できる。

(3) ID及びパスワードを使用して行われた行為は、全てお客様ご本人によって行われたものとみなす。

(4) ID及びパスワードを他人に貸与または譲渡することはできない。

(5) パスワードは本システム利用開始後、お客様ご自身の判断で変更することができる。尚、パスワードはお客様ご自身で管理する。

(6) お客様から、ID・パスワードについてのお問い合わせがあった場合は、所定の方法による本人確認が行われない限りは通知しない。

(7) ID・パスワードの管理はオンライントレード課で厳重に行い、お客様本人以外に漏洩してはならない。

第8条 不正資金の流入防止

当社は自己資金の範囲を超えたと判断される不正資金の流入を防止する為、顧客の属性と照らし合わせて相当ではな い金額の預託が行われた場合は、面談或いは電話にて資金の健全性を確認し、必要に応じて自己資金であることが客観的に証明できる資料等の提出を求めることとする。

第9条 委託者との現金の授受に係る管理措置

当社は、委託者間との現金の授受は金融機関を介して行うものとする。

第10条 取引本証拠金等の額と適用範囲

取引本証拠金等の額は、保有限月によって区分し、商品取引所が定める取引本証拠金基準額を下限として、市況等を勘案して決定した額とする。

2. 取引本証拠金等の額にかかる社内責任者は統括責任者とする。又、その内容についてはホームページ上で公開する。
3. 取引本証拠金等の額に変更が有った場合は、速やかにホームページ上で公開する。
4. 取引追証拠金の額は、必要追証拠金範囲内の上限とする。
5. 商品市況の変化等で、当社が必要と判断した場合には、取引本証拠金額を増額することもある。

第11条 受託業務における禁止事項

商品先物取引の受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

第12条 違反者に対する懲戒

第4条及び前条に掲げる禁止行為を行った外務員に対しては、当社の定める懲罰規程にもとづいて懲戒する。

第13条 広告・宣伝に係る管理措置

当社は、受託業務等の手段としての印刷物、新聞、宣伝用物品等による広告・宣伝を行う時は、表示及び方法を適正に行う。

2. 広告・宣伝等に係る管理組織は、当社の定める広告規程にもとづいて管理部が中心となって行い、その責任者は管理本部長とする。

第14条 日本商品先物取引協会への届出

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経た上で、日本商品先物取引協会へ届出する。

付　　則

本規則は平成19年2月2日から実施する。

付　　則

本規則は第2条、第6条を改正し、平成19年8月1日から実施する。

付　　則

本規則は第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条を改正し、平成19年12月4日から実施する。

付　　則

本規則は第2条、第13条を改正し、、平成20年9月1日から実施する。

付　　則

本規則は第6条、第10条を改正し、平成21年5月7から実施する。

付　　則

本規則は第7条を改正し、平成21年7月13日から実施する。